

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	成城大学
設置者名	学校法人成城学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
経済学部	経済学科	夜・通信	30			30	13	
	経営学科	夜・通信				30	13	
文芸学部	国文学科	夜・通信				30	13	
	英文学科	夜・通信				30	13	
	芸術学科	夜・通信				30	13	
	文化史学科	夜・通信				30	13	
	マスコミュニケーション学科	夜・通信				30	13	
	ヨーロッパ文化学科	夜・通信				30	13	
法学部	法律学科	夜・通信				30	13	
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	夜・通信				30	13	
	心理社会学科	夜・通信				30	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>学事システム (LiveCampusU) のシラバス検索機能により一覧を表示できる。下記 URL より本学ホームページのトップページに遷移し、フッターメニュー上のナビゲーションから「シラバス」を選択し表示されるシラバス検索画面にて、詳細検索のフリーワード検索欄に「実務経験のある教員等による授業科目」と入力し絞り込む。 (URL) https://www.seijo.ac.jp/index.html</p>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	成城大学
設置者名	学校法人成城学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

成城学園ホームページ https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/board-members/index.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社相談役	R6. 1. 8～ R9. 1. 7	卒業生との連携担当
非常勤	会社役員	R6. 1. 8～ R9. 1. 7	卒業生との連携担当
非常勤	なし	R6. 1. 8～ R9. 1. 7	父母・保証人との連携担当
非常勤	団体職員	R7. 10. 1～ R10. 6(下旬 予定)	父母・保証人との連携担当
非常勤	私立大学特別参与	R6. 4. 1～ R9. 3. 31	高等教育界における経験、知見に基づく助言・提言等
非常勤	なし	R6. 4. 1～ R9. 3. 31	高等教育界における知見に基づく助言・提言等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	成城大学
設置者名	学校法人成城学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>大学として、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載するシラバスの執筆要領を定めている。それに基づき11月初めから1月上旬までに各授業科目担当者がシラバスを執筆し、教務課による全学的に定めた執筆ガイドラインとの整合性の観点からの確認、教育イノベーションセンターによる内部質保証の観点からの確認を行う。それらを踏まえて各学部・研究科による校正を経たあと、教務課で公表に向けて最終調整を行い、3月初旬に、大学インターネット・サイトより各授業科目のシラバスを公表している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>各学部の授業科目のシラバスに記載し、大学インターネット・サイトにて公表している。</p> <p>(URL) https://www.seijo.ac.jp/index.html</p> <p>※トップページのフッターメニュー上のナビゲーションから「シラバス」を選択。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>成城大学学則第8章「学習の評価」(第21条から第26条まで)により単位の認定等について規定し、これに基づき授業科目の評価並びに履修の認定及び単位の授与を行っている。</p> <p>同第23条第1項に、「当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない」旨を規定している。</p> <p>成績評価において、出席不良、定期試験等未受験、レポート未提出の場合には、評価不能により不合格を表す「/」(スラッシュ)を付与しており、これら、学修への意欲が低いとみなされる場合は、単位を認定しない規則及び仕組みを確立している。</p> <p>また、各授業科目担当者が、定期試験、小テスト、期末レポート、小レポート、授業への参加度等の評価項目と、各項目の評価割合をシラバスの「成績評価の基準と方法」に記載して学生に明示しており、これに基づき成績評価を行っている。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
 客観的な指標としてGPAを設定しており、その旨を公表されている「履修の手引」に記載している。算出方法は以下の通りである。

素点	合 格				不合格	
	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0	評価不能
成績評価	秀	優	良	可	不可	/
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	

$$\text{GPA値} = \frac{4.0 \times [\text{秀}] \text{の総修得単位数} + 3.0 \times [\text{優}] \text{の総修得単位数} + 2.0 \times [\text{良}] \text{の総修得単位数} + 1.0 \times [\text{可}] \text{の総修得単位数}}{\text{総履修登録単位数}([\text{不可}] \text{および} [\text{/}] \text{の単位数を含む。})}$$

なお、以下の授業科目は算出から除外することとして、精緻な指標として適切に運用を実施している。

【GPA算出から除外する授業科目】

- 卒業要件単位として認められていない授業科目。
- 成績評価を可否によって行う授業科目。ただし、この授業科目が不合格の場合、その単位数は総履修登録単位数に含まれる。
- 認定によって単位修得が認められた授業科目。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

履修の手引に掲載し、大学インターネット・サイトにて公表している。下記アドレスより本学ホームページのトップページを開き、フッターメニュー上のナビゲーションから「在学生の方へ」を選択し、遷移した画面にて「履修の手引」を選択。各学部の履修の手引「GPA制度」のページに掲載されている。(経済学部 P.22、文芸学部 P.23、法学部 P.22、社会イノベーション学部 P.17 に掲載。)
 (URL) <https://www.seijo.ac.jp/index.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

成城大学学則第 18 条において、科目区分別にも示した所定の単位数（総計で、経済学部 124 単位、文芸学部 124～128 単位（学科により異なる）、法学部 130 単位、社会イノベーション学部 126 単位）を修得した者を卒業させることを規定し、また、成城大学学位規則において「卒業」と認定された者に対して学士の学位を授与している。卒業認定については、各学部とも、教務部により準備された資料に基づき教授会において行っている。

各学部は、卒業の認定に関する方針を以下のとおり策定している。さらに、各学部の卒業の認定に関する方針に基づき、各学科においても卒業の認定に関する方針を策定している。これらは、いずれも大学インターネット・サイトより公表している。以下に、各学部の卒業の認定に関する方針を示す。

【経済学部】

経済学部では、所定単位の修得をもって、人材育成の目的に照らして定めた以下の条件が満たされたものとし、卒業を認定する。

- (1) 経済社会を理解するための幅広い知識を身につけている。
- (2) 経済社会に関する課題を発見し、考察することができる。
- (3) 国際社会で活躍するための語学力、表現力及び発信力を身につけている。
- (4) 主体的かつ協働的に問題解決に取り組むことができる。

【文芸学部】

文芸学部では所定の単位を修得し、提出した卒業論文が合格することをもって、次の条件を満たしたものとみなし、卒業を認定します。

1. 人間と文化はもちろん、自然や社会の領域についても広範に学修し、教養を養うとともに、それに対する感受性を開発し、自らの個性を見極め、それを啓発していること。
2. 文化事象について、必要な調査・分析・考察によって論理的に問題を解決し得ること。
3. 言語（日本語・外国語）の運用に習熟し、的確な理解力・表現力を備えていること。
4. 専門分野の学問について、基礎的な知識を修得し、その方法論に実践的に習熟し、各自の研究に応用し得ること。
5. 歴史的・国際的視野のもと、社会人としての責任を自覚し、社会の発展に創造的に貢献する志を養っていること。

【法学部】

法学部は、「確かな基礎に立って法的思考をなしうる人材の育成」という教育の基本理念のもと、その提供するカリキュラムを履修することで、卒業時には教育理念にかなう以下のような能力を身につけることができるよう、厳正な評価に基づく単位認定と徹底した少人数教育により、卒業生の質の確保に努めています。具体的には、

1. 多様化する現代社会において、確かな基礎に立って法的思考をなしうるための、法律学的知識を得ていること。
2. “リーガルマインド”の習得により、未知の法的事象にも対応が可能な、柔軟性を身につけていること。
3. 確かな法律学的基础と日本語および外国語のコミュニケーション力を基礎に、これからの社会を担うに必要な豊かな想像力を働かせ、社会の諸事象について主体的かつ総合的に判断できる能力を身につけていること。

【社会イノベーション学部】

社会イノベーション学部において学んだ学生は、本学部の人材育成の目的に照らし

	<p>て、卒業に際して以下のとおりに能力を身につけていることとする：</p> <p>A. イノベーションに関する基礎知識を活用する能力を身につけている；</p> <p>B. 日本語を用いて論理的に表現する能力及び英語を用いて実践的にコミュニケーションする能力を身につけている；</p> <p>C. 社会に貢献できるよう，実際上の問題に取り組む能力を身につけている；</p> <p>D. 自律的に問題を発見・設定・解決し，その成果を伝達する能力を身につけている。</p>
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>大学インターネット・サイトにおける公表 http://www.seijo.ac.jp/about/edu-policies/ ※上記のページから、各学部・学科の人材育成の目的と3つの方針のなかで学部名を選択→ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	成城大学
設置者名	学校法人成城学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人成城学園ホームページでの公開・法人事務局にて備付 https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/edu-plan/index.html
収支計算書又は損益計算書	学校法人成城学園ホームページでの公開・法人事務局にて備付 https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/edu-plan/index.html
財産目録	学校法人成城学園ホームページでの公開・法人事務局にて備付 https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/edu-plan/index.html
事業報告書	学校法人成城学園ホームページでの公開・法人事務局にて備付 https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/edu-plan/index.html
監事による監査報告(書)	学校法人成城学園ホームページでの公開・法人事務局にて備付 https://www.seijogakuen.ed.jp/about/data/edu-plan/index.html

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 大学インターネット・サイトにおける公表 http://www.seijo.ac.jp/about/approach/evaluation/
--

(2) 認証評価の結果 (任意記載事項)

公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表

<https://www.seijo.ac.jp/about/approach/evaluation/jtmo420000006fyb-att/a1682475347641.pdf>

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表） https://www.seijo.ac.jp/about/disclosure/object/
（概要） 【経済学部】 経済学部は、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、変貌する現実社会に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営など種々の環境において必要な識見と実践能力を具えた人材を育成することを目的とする。 【文芸学部】 文芸学部は、人間の文化的営為に関する多角的な研究・考察を通じて、豊かな教養、柔軟な思考力、広い視野を修得させ、かつ、それらを基盤にした知的創造性に富み、それをもって社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。 【法学部】 法学部は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。 【社会イノベーション学部】 社会イノベーション学部は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションについて学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的また実践的な言語能力を活用して伝達することができる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表） http://www.seijo.ac.jp/about/edu-policies/
（概要） 【経済学部】 経済学部では、所定単位の修得をもって、人材育成の目的に照らして定めた以下の条件が満たされたものとし、卒業を認定する。 (1) 経済社会を理解するための幅広い知識を身につけている。 (2) 経済社会に関する課題を発見し、考察することができる。 (3) 国際社会で活躍するための語学力、表現力及び発信力を身につけている。 (4) 主体的かつ協働的に問題解決に取り組むことができる。 【文芸学部】 文芸学部では所定の単位を修得し、提出した卒業論文が合格することをもって、次の条件を満たしたものとみなし、卒業を認定します。 1. 人間と文化はもちろん、自然や社会の領域についても広範に学修し、教養を養うとともに、それに対する感受性を開発し、自らの個性を見極め、それを啓発していること。 2. 文化事象について、必要な調査・分析・考察によって論理的に問題を解決し得ること。 3. 言語(日本語・外国語)の運用に習熟し、的確な理解力・表現力を備えていること。 4. 専門分野の学問について、基礎的な知識を修得し、その方法論に実践的に習熟し、各自の研究に応用し得ること。

5.歴史的・国際的視野のもと、社会人としての責任を自覚し、社会の発展に創造的に貢献する志を養っていること。

【法学部】

法学部は、「確かな基礎に立って法的思考をなしうる人材の育成」という教育の基本理念のもと、その提供するカリキュラムを履修することで、卒業時には教育理念にかなう以下のような能力を身につけることができるよう、厳正な評価に基づく単位認定と徹底した少人数教育により、卒業生の質の確保に努めています。具体的には、

1. 多様化する現代社会において、確かな基礎に立って法的思考をなしうるための、法律学的知識を得ていること。
2. “リーガルマインド”の習得により、未知の法的事象にも対応が可能な、柔軟性を身につけていること。
3. 確かな法律学的基础と日本語および外国語のコミュニケーション力を基礎に、これからの社会を担うに必要な豊かな想像力を働かせ、社会の諸事象について主体的かつ総合的に判断できる能力を身につけていること。

【社会イノベーション学部】

社会イノベーション学部において学んだ学生は、本学部の人材育成の目的に照らして、卒業に際して以下のとおり能力を身につけていることとする：

- A. イノベーションに関する基礎知識を活用する能力を身につけている；
- B. 日本語を用いて論理的に表現する能力及び英語を用いて実践的にコミュニケーションする能力を身につけている；
- C. 社会に貢献できるよう、実際上の問題に取り組む能力を身につけている；
- D. 自律的に問題を発見・設定・解決し、その成果を伝達する能力を身につけている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表）

<http://www.seijo.ac.jp/about/edu-policies/>

（概要）

【経済学部】

経済学部では、卒業の認定に必要な能力を涵養するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

- (1) 思考の柔軟性と豊かな感性を兼ね具え、主体的に他者と協働する姿勢を涵養するために、少人数教育と個性尊重の考えのもとに、ゼミナールを必修の専門科目とする。
- (2) 経済人として必要なコミュニケーション能力を持ち、課題発見・解決能力、提案および発信能力を身につけるため、ゼミナールでは、教員と学生の双方向コミュニケーションの促進と討論形式による学生間コミュニケーションの活性化を重視し、4年次を行うゼミナールでは、卒業論文の提出を全員に義務づける。
- (3) 経済社会を広い視野で総合的に把握し、経済学的・経営学的考察力を涵養するため、専門科目を「専門基礎科目」と「専門選択科目」に分けて配置し、段階的に専門性を高める。
- (4) 経済社会に関する課題を発見し、探求するために必要な幅広い知識および方法を修得するために、経済学科・経営学科の垣根を越えて履修可能な「自由設計科目」を配置する。
- (5) 国際社会で通用する基礎的語学力を養うため、英語だけでなく、第二外国語（独・仏・中国語）を必修とする。また、経済社会における諸現象の理論的・実証的な把握に必要な基礎学力を涵養するために、情報処理、数理的分析に関する科目を「基礎科目」に配置する。

【文芸学部】

文芸学部は、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 文芸学部の学問に関する思考力・理解力・表現力を養い、感受性を開発するために、質量ともに十分な授業を配置し、受講者はでき得る限り少人数に抑え、個性を尊重した指導を実施します。
2. 大学における勉学の基礎となる読解力・文章表現力および発表・議論する力を養うために WRD 科目と文芸講座を初年次の必修とします。
3. 大学生として必要な教養を養うために、教養科目を設けます。
4. 文芸学部の学問に必要な外国語に習熟するとともに、異文化を理解するために外国語科目を設け、二つの外国語の履修を必修とし、その効果的な運用のためにグレード制を敷きます。
5. 各自の個性に基づき、それをいかに社会に生かすかを考えるために、初年次からキャリア科目を設けます。
6. 専門分野に関する知識および方法論を修得し得るよう、学科科目は、初年次段階から学年進行に合わせて体系的に配置します。
7. 文芸学部の学問について、知的理解にとどまらず、それに対する感受性を養うために、必要に応じて体験的実践的な授業(実習・研修旅行など)を設けます。
8. 大学における学修の集大成として、卒業論文の執筆を課します。
9. 文芸学部において各自の専門分野以外の領域の学問を幅広く学修するために、他学科の科目を自由選択科目として履修することを認めるとともに、主専攻・副専攻制度を設けます。

【法学部】

法学部のカリキュラムは、その教育の基本理念のもと、「基礎から応用への段階的学習」、「進路別コースに基づいた学生の自主的学習」という観点から編成し、実施します。具体的には、

1、2年次に憲法、民法、刑法の基本三科目の基礎を、比較的少人数のクラス編成の下で徹底的に学習させ、そのうえで、3、4年次に配置している多彩な選択科目を学習させるようにしています。

3、4年次の学習においては、自分の進路希望にとってどのような科目を履修するのが適切なのかを個々の学生が把握できるように、法プロセス、企業と法コース、公共政策コース、および、国際社会と法コースという四つのガイドラインを用意し、それぞれについて標準的な履修モデルを提示しています。

また、学生の進路希望にとって必要な科目を必要な時期に履修できるように、外国語や基礎教養科目等を4年間にわたって履修可能なカリキュラムを編成しています。

【社会イノベーション学部】

社会イノベーション学部は、その人材育成の目的を達成するために、以下のように教育課程を編成し実施する。

教授する内容に応じて、「専門科目」(必修科目)、「専門科目」(選択科目)、「基礎科目」、「外国語科目」、「学部共通科目」、「一般共通科目」、及び「総合教養科目」という科目群を配置する。

A. イノベーションに関する基礎知識を活用する能力の涵養に主として関連する科目群：

(1)「専門科目」(選択科目)

イノベーションに関して現在発展している分野の科目を配置する。イノベーションを政策、戦略、心理、社会という4つの視点から捉えるために、「政策系科目」、「戦略系科目」、「心理系科目」、「社会系科目」を配置する；

(2)「基礎科目」

イノベーションに密接に関連する既存学問領域の基礎的な科目を配置する；

B. 日本語を用いて論理的に表現する能力及び英語を用いて実践的にコミュニケーションする能力の涵養に主として関連する科目群：

(3) 「外国語科目」

実践的英語活用能力（“使える英語力”）を涵養する科目を配置する。世界共通言語（リンガフランカ）としての英語について、コミュニケーション手段としてのみならず、生活習慣や文化様式といった言語で表象される社会・文化的背景をも踏まえて理解できるように履修させる；

(4) 「学部共通科目」

英語力のさらなる向上及び英語以外の外国語の能力を涵養する科目を配置する；

(5) 「一般共通科目」

情報リテラシー、身体スキル、キャリア形成技能を涵養する科目を配置する；

C. 社会に貢献できるよう、実際上の問題に取り組む能力の涵養に主として関連する科目群：

(6) 「総合教養科目」

専門能力を適切に発揮させる基盤として、健全な懐疑の精神と幅広い視野をもった洗練された教養を高める科目を配置する；

D. 自律的に問題を発見・設定・解決し、その成果を伝達する能力の涵養に主として関連する科目群：

(7) 「専門科目」（必修科目）

総合的に知識・技能を発揮させて、問題を発見・設定・解決し、その成果を伝達する能力を涵養する科目（ゼミナール）、及び、その能力を活用して、自律的な取り組みにより研究成果を取り纏める能力を涵養する科目（卒業研究）を配置する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表）
<http://www.seijo.ac.jp/about/edu-policies/>

（概要）

【経済学部】

経済学部では、その人材育成の目的を達成するために、経済・社会に対する高い関心を持ち、専門能力の向上と幅広い識見の獲得を目指し、論理的思考力を身につけることを目指す多様な人材を求めている。そのため、語学力、読解力、論理的思考力、表現力の基礎力があり、かつこれらを伸ばす意欲がある入学受入れを目指している。

(1) 経済社会や歴史に対して強い関心を持ち、高校卒業レベルの国語能力や外国語能力を具えている人材。社会や歴史、数学についても高校卒業レベルの基礎知識を持つ人材が望ましい。

(2) ゼミナールで、教員と学生、学生同士の討論形式で学ぶことのできるコミュニケーション力、および読解力や文章力などのリテラシーを有する人材。

(3) 文化や価値観の多様性を理解できる思考の柔軟性と豊かな感性を兼ね具え、主体的に他者と協働することを目指し、特定の専攻分野だけでなく、幅広い分野を興味と関心を持って学ぶ意欲がある人材。

【文芸学部】

文芸学部は、次の条件を満たす人を入学者として求めます。

1. 文芸学部の学問を学修する上で必要な基礎学力を有する人。

2. 文芸学部の学問について、旺盛な関心を持つとともに、自ら課題を発見しその解決に向けて探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を有する人。

3. 自らの個性を自覚し、その研鑽に意欲的であるとともに、多様な人々と協働して主体的に学ぶ態度を有する人。

【法学部】

法学部は、その教育の基本理念のもと、次のような学生を求めています。法学の基礎は、まず実際に適用されている法律を知ることから始まります。その目的は、法がどのような考えに基づいて制定されているのかを自分自身で解き明かし、他者とのコミュニケーションも糧としつつ、法的な考え方“リーガルマインド”を修得することにあります。そのために、入学者には、社会と人間に対して関心を持ち、以下のような学力、関心等を有することを求めます。

- (1) 法制度に関する知識を修得するために必要な基礎的学力を有すること
- (2) 社会で生じている問題を自分自身で論理的に解明しようとする意欲とその解明に取り組むための基礎的素養を有すること
- (3) 他者とのコミュニケーションを糧としつつ、自らの考えを深めようとする意欲を有すること

【社会イノベーション学部】

社会イノベーション学部は、その人材育成の目的を達成するために、入学者には、以下のような学力、関心等を有することを求める：

- (a) イノベーションに関する知識を修得するために必要な基礎的学力；
- (b) 日本語及び英語の基礎的活用能力；
- (c) 自己を成長させることにより社会に貢献しようとする意欲；
- (d) イノベーションに関する興味と、関連する問題の発見・解決に自律的に取り組む関心。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表
<https://www.seijo.ac.jp/about/outline/organization/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	4人	—					4人
経済学部	—	28人	11人	1人	0人	0人	40人
文芸学部	—	34人	18人	3人	0人	0人	55人
法学部	—	20人	6人	2人	0人	0人	28人
社会イノベーション学部	—	20人	6人	3人	0人	0人	29人
教養部（一般教養）	—	2人	人	人	0人	0人	2人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
4人		154人					158人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表 https://researcher.seijo.ac.jp/search?m=home&l=ja					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
経済学部	360人	359人	99.7%	1,440人	1,615人	112.2%	0人	0人
文芸学部	375人	399人	106.4%	1,500人	1,823人	121.5%	0人	0人
法学部	240人	282人	117.5%	960人	1,144人	119.2%	0人	0人
社会イノベーション学部	240人	266人	110.8%	960人	1,165人	121.4%	0人	0人
合計	1,215人	1,306人	107.5%	4,860人	5,747人	118.3%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業生数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
経済学部	399人 (100%)	3人 (0.7%)	371人 (93.0%)	25人 (6.3%)
文芸学部	387人 (100%)	15人 (3.9%)	354人 (91.5%)	18人 (4.6%)
法学部	262人 (100%)	12人 (4.6%)	232人 (88.6%)	18人 (6.8%)

社会イノベーション学部	263 人 (100%)	4 人 (1.5%)	255 人 (97.0%)	4 人 (1.5%)
合計	1,311 人 (100%)	34 人 (2.6%)	1,212 人 (92.4%)	65 人 (5.0%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
<p>大学として、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載するシラバスの執筆要領を定めている。それに基づき11月初めから1月上旬までに各授業科目担当者がシラバスを執筆し、教務課による全学的に定めた執筆ガイドラインとの整合性の観点からの確認、教育イノベーションセンターによる内部質保証の観点からの確認を行う。それらを踏まえて各学部・研究科による校正を経たあと、教務課で公表に向けて最終調整を行い、3月1日に、大学インターネット・サイトより各授業科目のシラバスを公表している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)
<p>成城大学学則第8章「学修の評価」(第21条から第26条まで)により単位の認定等について規定し、これに基づき授業科目の評価並びに履修の認定及び単位の授与を行っている。</p> <p>同第23条第1項に、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は当該授業科目修了認定を受けることができない旨を規定している。</p> <p>成績評価において、出席不良、定期試験等未受験、レポート未提出の場合には、評価不能により不合格を表す「/」(スラッシュ)を付与しており、これら、学修への意欲が低いとみなされる場合は、単位を認定しない規則及び仕組みを確立している。</p> <p>また、各授業科目担当者が、定期試験、小テスト、期末レポート、小レポート、授業への参加度等の評価項目と、各項目の評価割合をシラバスの「成績評価の基準と方法」に記載して学生に明示しており、これに基づき成績評価を行っている。</p> <p>卒業に必要な単位数については、履修の手引等にも掲載し本学インターネット・サイトにて公表している。</p>

学部名	学科名	卒業に必要な 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
経済学部	経済学科	124 単位	有・無	単位
	経営学科	124 単位	有・無	単位
文芸学部	国文学科	124 単位	有・無	単位
	英文学科	126 単位	有・無	単位
	芸術学科	124 単位	有・無	単位
	文化史学科	128 単位	有・無	単位
	マスコミュニケーション学科	128 単位	有・無	単位

	ヨーロッパ文化学科	124 単位	有・無	単位
法学部	法律学科	130 単位	有・無	単位
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	126 単位	有・無	単位
	心理社会学科	126 単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 （任意記載事項）		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表
<https://www.seijo.ac.jp/about/map/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	入学年度	区分	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)	合計
経済学部	経済学科 経営学科	2026 年度	新入生	850,000 円	200,000 円	360,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,410,000 円
		2020～2025 年度	在校生	800,000 円	円	330,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,130,000 円
		2015～2019 年度	在校生	790,000 円	円	290,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,080,000 円
文芸学部	国文学科 英文学科 芸術学科 文化史学科 マスコミュニケーション 学科 ヨーロッパ文化学科	2026 年度	新入生	850,000 円	200,000 円	360,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,410,000 円
		2020～2025 年度	在校生	800,000 円	円	330,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,130,000 円
		2015～2019 年度	在校生	790,000 円	円	290,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,080,000 円
法学部	法律学科	2026 年度	新入生	850,000 円	200,000 円	360,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,410,000 円
		2020～2025 年度	在校生	800,000 円	円	330,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,130,000 円
		2015～2019 年度	在校生	790,000 円	円	290,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,080,000 円
社会 イノベーション 学部	政策イノベーション 学科 心理社会学科	2026 年度	新入生	850,000 円	200,000 円	360,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,410,000 円
		2020～2025 年度	在校生	800,000 円	円	330,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,130,000 円
		2015～2019 年度	在校生	790,000 円	円	290,000 円	施設費・教育充実費・学習図書整備費	1,080,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<p>a. 学生の修学に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入生に対しては、入学式前日に履修やカリキュラムなど修学に関するガイダンスを実施し、ガイダンス資料をLMSである「WebClass」に掲載している。 また、全学生に対して、公式HPに「教務部によくある問い合わせ (FAQ)」サイトを設け、各種疑問を解決できるよう履修や修学等に関する情報を集約して提供している。 さらに、履修や修学に関する各種疑問について、自由に質問ができるよう専門の問い合わせフォームを提供し、個別の支援が可能な体制を整え実施し、教務部教務課窓口においても、随時学生からの修学に関する問い合わせに対応している。 その他、ポータルサイトである「LiveCampusU」で、履修中の授業科目情報 (休講・補講・教室変更等) や個人成績、試験実施内容 (内容、試験の場合は日時、レポートの場合は題目)、履修登録後の単位計算、各種掲示等を提供している。 ・学習上の相談窓口として、「なんでも相談窓口」を設置し、学習上の悩みや疑問点がある場合には、相談に最適な教員や学内の組織を窓口で紹介している。 さらに、学生自身が学習アドバイスや学習サポート等を行い、学生同士の学び合い・教え合いを通じて学生の相互の学びの効果を高めることを目的とした、「ピアチューター制度」を導入している。学習サポート・授業サポートのほか、レポートの書き方などの講座の企画・運営、時間割相談など、学生の修学に係る支援に取り組んでいる。
--

b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 段階的かつ充実した「キャリア教育」、及び社会で活躍する力を育む「キャリア支援」(就職活動支援を含む)の2つを柱とし、それらを有機的に連携させることで学生のキャリア形成支援の充実を図っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) 学生の抱えるさまざまな問題や悩み、心身の健康等をサポートしている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学インターネット・サイトにおける公表 https://www.seijo.ac.jp/about/disclosure
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F113310103126
学校名 (〇〇大学 等)	成城大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人成城学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		778人 (533) 人	764人 (523) 人	820人 (565) 人
内 訳	第Ⅰ区分	174人	158人	
	(うち多子世帯)	(32人)	(27人)	
	第Ⅱ区分	75人	79人	
	(うち多子世帯)	(14人)	(13人)	
	第Ⅲ区分	51人	53人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	64人	65人	
区分外 (多子世帯)	414人	409人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				-
合計 (年間)				829人 (565) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	11人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	—	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	人	人
計	19人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	—	前半期	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	15人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	—	人	人
GPA等が下位4分の1	128人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	128人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。